

自衛隊統合達第1号

自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号）の規定に基づき、自衛隊の統合訓練に関する達を次のように定める。

令和4年3月3日

統合幕僚長 陸将 山崎 幸二

自衛隊の統合訓練に関する達

自衛隊の統合訓練に関する達（平成18年自衛隊統合達第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 統合訓練の計画と実施（第7条—第10条）

第3章 統合訓練の評価と改善（第11条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊の統合訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統合訓練 部隊等を自衛隊の統合運用に関する部隊行動に習熟させ、もってその任務を完遂するに必要な能力の向上を図ることを目的とし、統合幕僚長が実施する訓練をいう。
- (2) 統合教範類 統合教範及び統合訓練資料をいう。
- (3) 統合訓練課目表 統合訓練の区分ごとに統合訓練の課目等の基準を定めたものをいう。

（統合訓練の内容）

第3条 統合訓練の内容は、関係法規等によるほか、統合教範類及び次条に規定する統合訓練課目表に準拠するものとする。

（統合訓練課目表）

第4条 統合訓練課目表は、別冊の定めるところによる。

(統合訓練の訓練管理)

第5条 統合訓練における訓練管理は、統合訓練の目的を効果的に達成し、その成果及び教訓を着実に積み上げ、実行動、訓練・演習、各種計画、教育等へ反映させることを目的とし、統合訓練の訓練管理の段階を計画、実施、評価及び改善とする。

(統合訓練と各自衛隊の主要訓練の連携)

第6条 統合幕僚長は、各自衛隊の訓練の成果を踏まえ、統合訓練において、総合的な訓練を実施するとともに、各幕僚長から意見を得つつ、各自衛隊の主要訓練への統合幕僚監部及び各自衛隊の協力・連携要領について、調整する。

第2章 統合訓練の計画と実施

(中期計画の作成等)

第7条 中期統合訓練計画（以下「中期計画」という。）の構成は、別紙第1のとおりとする。

2 中期計画の作成は、訓令第11条及び第12条に定めるもの並びに次に定めるところによるほか、必要に応じ、統合幕僚長が別に示す。

(1) 統合幕僚長は、中期計画の概案を作成し、原則として、訓令第12条に規定する中期計画の対象年度の初年度の前々年度の3月までに当該概案を各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長（各幕僚長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に通達する。

(2) 統合幕僚長は、前号の概案に対する意見書を対象年度の初年度の前年度の5月末までに各幕僚長等から得るものとする。

(3) 統合幕僚長は、前号の意見書を踏まえ、必要に応じ、各幕僚長等と調整し、対象年度の初年度の前年度の3月末までに中期計画の案を作成し、防衛大臣に申請し、承認を得た後、各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長に通達する。

3 中期計画の修正は、次の各号に定めるところによる。

(1) 統合幕僚長は、各幕僚長等から中期計画に修正を加える必要が生じた旨の通知を受けた場合には、速やかに修正案を添えた意見書を得るものとする。

(2) 統合幕僚長は、前号の意見を受けて修正を加える場合又は自ら中期計画に修正を加える必要が生じた場合には、速やかに中期計画の修正案を作成し、防衛大臣に申請し、承認を得た後、各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長に通達する。

4 統合幕僚長は、中期計画のうち、情報に関する事項について情報本部長の協力を得る。

(年度計画の作成等)

第8条 訓令第13条に規定する年度統合訓練計画（以下「年度計画」という。）の構成は、別紙第2のとおりとする。

2 年度計画の作成は、次に定めるところによるほか、必要に応じ、統合幕僚長が別に示す。

- (1) 統合幕僚長は、中期計画を踏まえ年度計画の概案を作成し、原則としてその対象年度の前々年度の3月までに、当該案を各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長に通達する。
- (2) 統合幕僚長は、前号の概案に対する意見書を対象年度の前々年度の4月末までに各幕僚長等から得るものとする。
- (3) 統合幕僚長は、統合訓練の成果を踏まえ、年度計画の案を対象年度の前年度の9月までに作成し、各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長に通達する。
- (4) 統合幕僚長は、必要に応じ、各幕僚長等と調整し、対象年度の前年度の3月末までに年度計画を作成し、防衛大臣に申請し、承認を得た後、各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長に通達する。

3 年度計画の修正は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 統合幕僚長は、各幕僚長等から年度計画に修正を加える必要が生じた旨の通知を受けた場合には、その都度、修正案を添えた意見書を得るものとする。
- (2) 統合幕僚長は、前号の意見を受けた場合又は自ら年度計画に修正を加える必要が生じた場合には、速やかに年度計画の修正案を作成し、防衛大臣に申請し、承認を得た後、各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長に通達する。

4 統合幕僚長は、第2項に準じ、情報に関する事項について情報本部長の協力を得る。

(統合訓練の準備、実施)

第9条 防衛大臣により統合訓練の統裁を命じられた者並びに中期計画及び年度計画において統合訓練の統裁官として示された者（以下「統合訓練の統裁官等」という。）は、訓令第15条の規定により、統合訓練の準備及び実施に関し必要な事項を計画するものとする。

- (1) 統合幕僚長は、統合訓練の準備要綱を必要に応じ作成し、各幕僚長等に通知するとともに、各部隊等の長（各幕僚長等を除く。）に通達するものとする。
- (2) 統合訓練の統裁官等（統合幕僚長を除く。）は、年度計画に基づき当該統合訓練の準備要綱を必要に応じ作成し、統合幕僚長に報告するものとする。

る。

- (3) 統合訓練の統裁官等は、必要に応じ各部隊等の長の支援を得て、当該統合訓練の準備チームを編成することができる。この場合において、統合訓練の統裁官等は、前号の準備要綱中にその編成を示すことができる。
- (4) 統合幕僚長は、政府、自治体等が計画する訓練に自衛隊が参加する場合に、自衛隊の参加部隊に関し、その準備及び実施に必要な事項を計画する者として、中期計画及び年度計画において統合訓練の統制官を指定することができる。
- (5) 統合訓練の統制官は、前2号及び前3号の規定に準じて、準備要綱に関し必要な事項を実施するものとする。

2 統合幕僚長は、統合演習の大綱の案を必要に応じ、各幕僚長等と調整した後、防衛大臣に上申するものとする。

3 統合幕僚長は、防衛大臣の承認を受けた年度計画又は防衛大臣の命により、各部隊等の長（各幕僚長等を除く）に対し、統合訓練の実施又は参加を指示し、又は通達するとともにその実行を監督する。

（統合訓練検閲）

第10条 統合訓練の検閲の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 統合訓練の評価と改善

（統合訓練の評価）

第11条 統合幕僚長は、必要に応じ各自衛隊からの支援を得て、統合訓練の評価のための組織を編成し、統合訓練の評価を実施するものとする。

2 訓令第16条第1項及び第2項に規定する成果報告の実施要領は、別紙第3に定めるところによる。

3 統合幕僚長は、統合訓練の改善及び訓令第17条の報告に資するため、毎年度の第1四半期末までに、前年度に実施した統合訓練の成果を分析評価した結果に関する報告書（以下「年度統合訓練総合成果報告書」という。）を作成する。

(1) 年度統合訓練総合成果報告書に含ませる内容の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

ア 全般

イ 統合訓練の概要

ウ 成果等

エ 所見

(2) 統合幕僚長は、作成した年度統合訓練総合成果について、防衛大臣に報告する。

（統合訓練の改善）

第12条 統合幕僚長は、統合訓練のほか、各部隊等が実施する統合に係る訓練の評価で得られた成果及び教訓について検討の上、実行動、訓練・演習、各種計画、教育等の改善に反映するものとする。

附 則（令和4年3月3日自衛隊達統合達第1号）
この達は、令和4年4月1日から施行する。

別紙第1（第7条関係）

1 構 想

当該中期間の統合訓練の方針、目標、統合訓練の区分等を記述する。

2 統合訓練全般の考慮事項

当該中期間の情勢、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画等を踏まえ、統合訓練の円滑な実施のため考慮すべき事項等について記載する。

3 各訓練の大綱

各統合訓練の名称、目的、主要訓練項目、時期、場所、統裁官、参加部隊、適用計画等について記載する。

別紙第2（第8条関係）

1 方針

2 実施要領

当該年度の各統合訓練の概要並びにその計画及び実施に関し、重視及び留意すべき事項等を記述する。

- (1) 全般
- (2) 防衛、警備等関連
- (3) 災害派遣関連
- (4) 国外運用関連

3 各統合訓練の大綱

次の各号に掲げる統合訓練の区分ごとに、統合訓練の名称、目的、主要訓練項目、重視事項、時期、場所、統裁官、参加部隊、適用計画、留意事項、その他必要な事項について記述する。

- (1) 統合演習
- (2) 作戦別統合訓練
- (3) 機能別統合訓練
- (4) その他統合運用上必要とする訓練

別紙第3（第11条関係）

統合訓練成果報告要領

統合訓練の種類	成果報告の実施要領	報告の単位	報告の内容	統合幕僚長への 送付期限
主要訓練	1 統合演習 2 年度計画に掲げる作戦別統合訓練及び機能別統合訓練 3 その他統合運用上必要とする訓練	各訓練単位で行う。	1 全般 2 訓練の概要 3 成果及び改善、検討を要する事項 4 所見	当該訓練の実施（事後研究会を含む。） 後約2ヶ月以内

自衛隊統合達第1号別冊（第4条関係）

統合訓練課目表

1 目的及び適用

統合訓練の課目及び内容等を明らかにし、自衛隊の統合訓練の準拠を示すことを目的とし、中期統合訓練計画等の作成並びに統合訓練の計画、実施、成果報告等において準用する。

2 用語の意義

(1) 上級司令部とは、統合幕僚監部、情報本部及び各幕僚監部並びに陸上総隊司令部、各方面総監部、自衛艦隊司令部、各地方総監部、航空総隊司令部、各航空方面隊司令部、航空支援集団司令部及び自衛隊法第22条の規定に基づき編成された特別の部隊司令部の全部又は一部をいう。

(2) 作戦部隊とは、作戦別統合訓練において作戦の具体的な計画の策定、実施及び支援に任ずる各自衛隊の部隊等及び自衛隊法第22条の規定に基づき編成された特別の部隊の全部又は一部をいう。

3 課目表

(1) 統合演習

項目	演習内容	演習の計画・実施
統合演習	統合運用による自衛隊の行動等について検証・演練する。この場合において、必要に応じ作戦別統合訓練、機能別訓練及び各自衛隊独自の訓練を接続し、各種事態対処について総合的に演練することができる。	統合幕僚長

(2) 作戦別統合訓練

ア 防衛警備等に関連する訓練

項目	訓練内容	訓練の計画・実施
総合ミサイル防空	弾道ミサイル等の発射兆候等から弾着に至るまでの一連の対応要領を演練する。 1 弾道ミサイル等対処に関する構想の策定を主とした上級司令部の活動 2 情報収集態勢及び警戒監視態勢 3 弾道ミサイル等発射への対応 4 弾道ミサイル等弾着への対応 5 その他作戦部隊の行う活動	統合幕僚長
島しょ侵攻対処	島しょ部に対する武力攻撃予測事態が予想される場合から島しょ部に対する武力攻撃対処までの一連の対応要領を演練する。 1 島しょ侵攻対処に関する基本計画の策定を主とした上級司令部の活動 2 島しょ部への不法行動対処 3 武力攻撃対処の準備 4 島しょ部に侵攻する敵戦力の撃破 5 島しょ部周辺における作戦基盤の防衛 6 水陸両用作戦 7 その他作戦部隊の行う活動	統合幕僚長
不法行動等対処	緊急の対処を要する不法行動等事案等に対する一連の対応要領を演練する。 1 不法行動等対処に関する構想の策定を主とした上級司令部の活動 2 武装工作員対処 3 特殊作戦 4 N B C 攻撃対処 5 領空侵犯対処 6 武装工作船対処 7 領水内潜没潜水艦対処 8 その他作戦部隊の行う活動	統合幕僚長

イ 災害派遣に関連する訓練

項目	訓練内容	訓練の計画・実施
災害対処	<p>災害対処上想定される自衛隊の行動について演練する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模震災対処 2 その他、災害対処上必要な自衛隊の作戦行動 	統合幕僚長

ウ 国外運用に関連する訓練

項目	訓練内容	訓練の計画・実施
国際平和協力活動	<p>国際平和協力活動上想定される自衛隊の行動について演練する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動に関する上級司令部の活動 2 国際平和協力業務 3 国際緊急援助活動 4 諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等 5 その他、国際平和協力活動上必要な自衛隊の行動 	統合幕僚長
在外邦人等保護措置	<p>在外邦人等保護措置、在外邦人等輸送上想定される自衛隊の行動について演練する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在外邦人等保護措置、在外邦人等輸送に関する基本計画の策定を主とした上級司令部の活動 2 情報収集態勢 3 部隊派遣の準備 4 保護措置、輸送の実施等 5 関係機関等との連絡調整 6 その他、在外邦人等保護措置、在外邦人等輸送上必要な自衛隊の行動 	統合幕僚長
安拡散に 全保に 障対 構す 想る	<p>拡散に対する安全保障構想上想定される自衛隊の行動について演練する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拡散に対する安全保障構想に関する上級司令部の活動 2 関係国との協力体制の構築 3 その他、拡散に対する安全保障構想上必要な自衛隊の行動 	統合幕僚長

(3) 機能別統合訓練

項目	訓練内容	訓練の計画・実施
国際人道業務	捕虜等の取扱い要領	統合幕僚長 (総務部長)
部外連絡協力業務	部外連絡協力業務要領	統合幕僚長 (総務部長)
情報	1 統合情報の見積・計画に関する活動 2 情報(情報資料)の相互授受	情報本部長
国民保護	国民保護業務	統合幕僚長 (運用部長)
後方補給	後方補給に関する上級司令部等の連携要領	統合幕僚長 (首席後方補給官)
通信	統合の通信、サイバー攻撃等対処に関する活動	統合幕僚長 (指揮通信システム部長)
電磁波作戦	統合の電磁波作戦に関する活動	統合幕僚長 (指揮通信システム部長)

(4) その他統合運用上必要とする訓練

項目	訓練内容	訓練の計画・実施
その他統合運用上必要とする訓練	その都度示す。	その都度示す。